

埼玉純真短期大学 入学金免除規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉純真短期大学（以下、「本学」という。）の建学の精神に則り、入学金を助成することにより学資の軽減を図り、有為な人材を育成し、地域の教育・福祉の向上に資するため、入学金の免除について定める。

(免除対象者)

第2条 前条における入学金免除対象者は、次のとおりとする。

- ① 本人が学校法人純真学園の出身者であり、1年次に入学する者
- ② 本人の姉妹・親など二親等以内の者が、本学の卒業生または在学者であり、本人が1年次に入学する者
- ③ 姉妹・親など二親等以内の者が、同一年度に1年次に入学する者の内1名の者
- ④ 入学選考において、特に優れた者とみなした者
- ⑤ その他、入学選考において優れた者で、経済的理由などにより、入学金を免除するに相当と本学が認めた者

(免除者の決定)

第3条 入試広報委員会で免除対象者は選考の上、教授会で審議し、学長が決定し、理事会に報告するものとする。

(免除対象者数)

第4条 第2条第4号及び第5号に該当する者は、同一年度内において、概ね5名以内とする。

(その他の事項)

第5条 この規程に定めるものの他、運用その他の事項は教授会の議を経て、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。